

6. 調査報告書

東泉院領の鉄砲規制について

井坂 武男（当館学芸員）

はじめに

六所家旧蔵資料の近世文書を整理している中で「鉄砲」⁽¹⁾に関する史料がみられる。近世社会の在地における武器の所有は、豊臣秀吉による諸国の百姓の刀、弓、槍、鉄砲などを没収することを命じた刀狩令でなくなつたと一般的には考えられがちである。しかし、塚本学氏の研究⁽²⁾や、その後の多くの研究者⁽³⁾によつて、実際には在地において多くの鉄砲が所有されていたことが論じられている。

在地に多くの鉄砲が存在するため江戸幕府は、何度も鉄砲改めや鉄砲規制の法令を出している。これまでの研究では、関八州の村や藩領での鉄砲改めを取り扱った事例⁽⁴⁾が多くみられる。

本稿では、朱印地である東泉院領という寺社領をとりあげ、鉄砲改めや規制について考察したい。また、鉄砲規制を通じて東泉院と在地との関係についてもみていきたい。

I 江戸時代における鉄砲規制

一 江戸初期の鉄砲規制

江戸時代のはじめの鉄砲規制は、徳川家綱政権の時に出された明暦三年（一六五七）の「盗賊人穿鑿条々」⁽⁵⁾といわれている⁽⁶⁾。

【史料1】

（前略）

一山中筋、此以前より鉄砲御免之所は各別、其外在々所々ニおゐて鉄砲所持すへからず、自然相背、無益之致殺生、昼夜を不限、山野ニすむもの於有之は、可申出之、縦同類たりといふとも、其科をゆるし、御褒美可被下之、隠置、他所より頭におゐては、御穿鑿之上、可被行罪科事

（後略）

この法令は、全九条からなり、関八州に限って出されたものである。寛永一四年（一六三七）に出された悪党や盗賊を取り締まる「関東悪党取締令」に、右の鉄砲の使用を禁止した条文が付け加えられたものである。

その詳細は、「山中筋」で以前から鉄砲使用が許されているところは、そのまま所持してもいいが、「其外在々所々」での鉄砲所持を禁止している。「山中筋」とは山間部を指し、主に猟師の鉄砲の使用を認めたものである。「其外在々所々」とは、山間部以外の村などを指し、ここでの鉄砲を所持することを禁止した法令である。

寛文元年（一六六一）には、関八州と甲斐国（現山梨県）に、鉄砲規制に関する法令⁽⁷⁾が出されている。その内容は、明暦三年の「盗賊人穿鑿条々」【史料1】の延長上の法令で、「自然かくし持候もの有之候ハ、訴人に可罷出候、急度御ほうひ可被下事」と鉄砲を隠し持っている者を訴えれば褒美を与えるという内容が含まれている。

二 鉄砲改め

寛文二年（一六六二）九月に、鉄砲規制に関わる次のような法令⁸が出されている。

【史料2】

関東山中筋、此以前より鉄砲御免之所たりといふとも、獵師之外鉄砲所持すへからず、勿論其外之在々所々令停止之間、其所之地頭代官より相改之、鉄砲於所持は可取上之、獵師無紛鉄砲うち来輩には、地頭代官より札に郷村并鉄砲主之名を書付相渡之、余人ニかす儀可為無用之由堅可申付之、若致違背、鉄砲令所持、昼夜ニよらず山野に住するものあらは、可申出之、縦雖為同類、其科をゆるし、御褒美可被下之、自然かくし置、他所よりあらわるゝにおゐてハ、御せんさくの上、其所之名主、五人組迄可被行罪科之旨、急度可被申付者也

九月

この法令の特徴は次の通りである。

①以前の法令では、「山中筋」（山間部）においては、鉄砲所持は誰でも許されていたが、「獵師」だけに鉄砲所持が限定された。

②「山中筋」以外は、従来どおり鉄砲の所持は禁止であった。「其所之地頭代官より相改之、鉄砲於所持は可取上之」とあるように、その土地の地頭や代官から鉄砲を所持しているか直接取り調べ（相改之）をうけ、所有している場合は没収された。

③「獵師無紛鉄砲うち来輩には、地頭代官より札に郷村并鉄砲主之名を書付相渡之」とあり、獵師の鉄砲で間違いのない物は、地頭や代官から村名と鉄砲の持ち主の名前を記した札（鑑札）を交付して鉄砲の使用をみとめた。

この法令の従来のもので違う点は、鉄砲使用を地頭や代官が直接調べて、鑑札を交付し管理しているところにある。従来は法令だけを発していたが、直接取り調べをすることにより鉄砲規制を強めたことがうかがえる。幕府が村にある鉄砲を登録し、管理することが「鉄砲改め」である。

三 延宝四年の鉄砲改め

先ほどみた寛文二年（一六六二）の鉄砲規制の法令だけでは、十分な鉄砲改めが実施されなかった。獵師以外の鉄砲所持は禁止とされていたが、現実として多くの鉄砲が在地に残っていた。延宝三年（一六七五）に出された法令⁹では、「近年猥ニ打候よし其聞有之」と鉄砲を不法に発砲するものがあることを記している。

そのため、延宝四年七月に再び鉄砲規制に関する法令¹⁰が出された。

【史料3】

覚

関東八州在々所々ニおゐて、百姓鉄砲不可所持旨、此以前被 仰付、雖相触、其後御改依無之、今以致所持之由其聞有之、今度御蔵入は御代官、私領は地頭方、寺社領ハ其住持、神主、鉄砲并玉薬小道具

等悉可取上之、但壹万石以下之面々ハ、員数注帳面、支配方迄可差上之、山方にて獵師無之して不叶分ハ、其所之領主、御代官、住持、神主より、旨趣支配方え申断、可任差図、重て為御穿鑿檢使可被遣之条、無断して鉄砲令所持輩於有之は、御詮議之上急度可被行罪科者也

七月

關東中鉄砲改仕様口上之覚

一浪人百姓は勿論、他領のものにて当座其村ニ罷在輩、并預鉄砲之由申候共、村切ニ鉄砲可取上事

一跡々知行をも取、引籠罷在候浪人之鉄砲は、様子相尋、其趣支配方え申伺之、可被任差図事

以上

七月

關八州では、百姓は鉄砲を所持してはいけなくなっているが、いまだに所持しているものが多いことを記している。今後は、御蔵入（幕府領）は代官、私領は地頭、寺社領は住持又は神主が、鉄砲や玉薬、小道具までことごとく取り上げるように命じられている。

前回の寛文二年（一六六二）の内容【史料2】より厳しく、その土地の領主が鉄砲だけではなく、それに付随する小道具等まで取り調べるように命じたものである。また、今までは、幕府領と私領（大名・旗本・御家人領）のみが対象だったのが、この法令によって寺社領も鉄砲改めを実施する対象となった。

またこの法令には、一万石以下の領主（旗本・御家人・寺社領）には、鉄砲の数などを記した帳面を「支配方」まで差し上げる旨が記されている。「支配方」とは、幕府の役所で鉄砲の取り調べをしていた鉄砲改役⁽¹²⁾というふう⁽¹³⁾に考えられている。

ただし、この法令によって、村からすべての鉄砲が没収されたわけではない。「山方にて獵師無之して不叶分ハ、其所之領主、御代官、住持、神主より、旨趣支配方え申断、可任差図」とあり、山間部で獵師がいなくて猪や鹿などの獣害で困っている村は、領主が「支配方」にその旨を相談し指図を仰ぐように記している。獵師がいなければ、鉄砲を所持できなくなるもの⁽¹⁴⁾が村からいなくなる。そうなれば、獣害から作物を守れず、困ってしまうので獵師以外の百姓も、このような場合に鉄砲を所持することが認められた。

この法令では、二つの付則がある。一つ目は、他領の者が今その村にいて、鉄砲を持っている場合は、登録されている鉄砲であっても、「村切り」で鉄砲を没収しなさいという内容である。「村切り」とは村単位ということである。領主が取り締まりをしていたとはいえ、実際は村での管理に頼っていた状態である。後述する東泉院領での事例でも、村単位での管理がみられる。

二つ目では、仕官して領主に仕えることもなく村に引き籠っている浪人の鉄砲は、その事情を聞いて支配方へ届けて指図を受けるようにという内容である。武士身分であれば、鉄砲を所有していてもおかしくはないが、村にいる場合やはり村単位で取り調べられている。

四 鉄砲改めの全国普及

これまで見てきた鉄砲規制や改めは、主に関八州に対してである。全国的に鉄砲改めが実施されるようになったのは、貞享四年（一六八七）一二月二日と考えられる。大目付・河野通定と作事奉行・加藤泰茂が全国に向けて鉄砲改めを実施することを命じている⁽¹³⁾。

【史料4】

（前略）

大目付河野権右衛門通定。作事奉行加藤兵助泰茂二人はかりあひて。諸国の鳥銃考察すべしと命ぜられる。また関八州鳥銃考察のこと。大目付して。万石以上以下諸有司に。各考察して呈する所の書式を示さる。

（後略）

ここに「鳥銃考察」とあり、「鳥銃」とは「鉄砲」のことで、「諸国」（全国）に鉄砲改めを適用するように命じている。

この時、どのように鉄砲改めを実施するか「仕立て案文」を作成し、その基準を示した⁽¹⁴⁾。

この法令は四つからなりたっている。その要約は次の通りである。

①盗賊人などが出て物騒な所で百姓が困っている場合は、「用心鉄砲」を預ける。

②鹿・猪が多く出て作物を荒らし、百姓が困っているような所には、鉄砲に玉を込めずに「おどす」ことのみを使用することを認める。但し、

期間を決めての使用である。

③山で畜類が多く出て作物をあらすようなところでは、「おどし」のため鉄砲所持を認める。

④山で「獵師鉄砲」として、以前から使用していたところは、許可をとった上で使用を認める。

これらをまとめると、①によって「用心鉄砲」、②③によって「威し鉄砲」、④によって「獵師鉄砲」の三点が認められたことがわかる。百姓はこの三つの条件の時に、在地での鉄砲使用が全国的に認められたのである。

これまで、江戸時代初期の鉄砲規制についてみてきたが、幕府は何故ここまで鉄砲規制をおこなってきたのであろうか。

それは、盗賊人などによって犯罪に使用されないようにするためや、在地で徒党をくみ鉄砲で領主に刃向かわないようにするためなどが考えられる。

これらの規制では、在地での鉄砲管理を徹底し、鳥獣対策で鉄砲を使用する場合、空砲を使用するように命じていることから、領主や幕府にとって鉄砲の存在が脅威にならないように、管理されていたことがうかがえる。

II 東泉院領における鉄砲改め

一 東泉院領内での最初の鉄砲改め

江戸幕府の鉄砲規制や鉄砲改めについてみてきたが、東泉院領内ではどのように鉄砲改めが行われていたかみていきたい。

今泉に位置した東泉院は、朱印地を有し、その石高は一九〇石であった。その支配地域は、今宮村、神戸村、一色村、中野村の全村と今泉村、伝法村の一部であった。今泉村は、古くは「瀬古」といい、後に「善徳寺」と改称、寛文二年（一六六二）から今泉村と称した。

六所家旧蔵資料で見られる一番古い鉄砲改めに関する史料は、貞享五年（一六八八）のものである⁽¹⁵⁾。

【史料5】

下方郷六所浅間領内鉄砲^(注カ)住文覚

一 鉄砲老挺 但長三尺式寸 中野村 持主 藤重郎

一 鉄砲老挺 但長三尺三寸 同所 持主 次兵衛

(中略)

今度鉄砲御改二付、村々吟味仕候、此外老挺も無御座候由、名主・組頭共方証文印形取置申候、為其如此御座候、以上

貞享五年

辰ノ三月七日

東泉院

御代官

井出治左衛門殿

前述した全国的な鉄砲改めを実施するように命じられた翌年の史料である。この命令を受けて東泉院領でも、鉄砲改めが実施されたと考えら

れる。

この史料は「東泉院」から「御代官 井出治左衛門」へ出されている。「井出治左衛門」とは井出正基のことで、大宮代官を務めた人物である。代官に鉄砲改めの記録を提出していることがわかる。

前述した延宝四年（一六七六）の法令【史料3】では、領域の村々の鉄砲改めは、寺社領の場合、住持または神主がすることになっており、その結果を、「支配方」に提出することになっている。

全国的に適用されたのは、貞享四年であるが、それ以前の関八州にだけにはだされていた法令も適用されていると考えられる。そのため、全国に普及した際も、寺社領を持つ東泉院も鉄砲改めの対象となり、幕府の代官に結果報告をしている。

この史料には、鉄砲の挺数、長さ、玉の重さ、持主名が村別に記載されている。玉の重さ部分では、「式匆八分すあひ」とある。他の史料を見ると、「玉目」に該当するものだと考えられ、鉄砲玉の重さと考えられる。

鉄砲の一挺づつ書き上げた最後に「都合 三拾四挺」とあり東泉院領内では三四挺の鉄砲を持っていたことがわかる。この史料の村別の内訳は表1のとおりである。

表1 貞享5年の鉄砲改めの村ごとの鉄砲数

	村名	鉄砲数
1	中野村	4
2	落合村	1
3	東片倉村	3
4	西片倉村	2
5	三倉村	2
6	萩原村	1
7	一色村	1
8	神戸村	5
9	今宮村	15
	合計	34

表1をみると先述した東泉院領とは、違う名前の村名がみられる。表の中の落合村・東片倉村・西片倉村・三倉村は中野村の枝郷である。六所家旧蔵資料のなかでも「中野村枝郷落合」「中野村東片倉」などの表現がでてくる。萩原村は、一色村の枝郷である。史料上でも「一色村枝郷萩原」と確認でき、また一色村の字名で「萩ノ原」とみられる。

東泉院領は、中野村や今宮村など山間部に位置する村があるため、猪鹿の被害が多く威し鉄砲として使用された【史料6】。今宮村の鉄砲所持数は、一五挺で全体の半分近くを占めている。中野村（枝郷も含む）も一二挺と全体の三分の一を占めていることがわかる。この二村だけで東泉院領が所有している鉄砲のほとんどを占めている。残りは神戸村五挺、一色村（萩原村を含む）二挺となる。この二村では、それほど猪鹿被害が無かったと考えられる。東泉院領内でも今泉村、伝法村のように平野部に位置する村には鉄砲は無かったことがわかる。

この史料から、東泉領内にどれだけの鉄砲があったのかが、明白にわかるような書き方がされており、東泉院や幕府などは、この史料をもとに在地の鉄砲管理を行っていたのであろう。

二 鉄砲の所有者が変更した場合

東泉院領内で、個人が持っている鉄砲が、人に譲られた場合すぐに東泉院に届けでている⁽¹⁶⁾。

【史料6】

差上申一札之事

一 鉄砲壹挺 但シ長三尺壹寸 元主落合 喜兵衛

一 鉄砲壹挺 但シ式尺八寸 今主同所 勘右衛門（印）

一 鉄砲壹挺 但シ三尺壹寸 元主三ツ倉 五郎左衛門

一 鉄砲壹挺 但シ式尺五分 今主中野村 藤八（印）

都合四挺^{（マ）} 右鉄砲之儀者、従前々御社領三拾四挺之内ニ御座候得者、

此度村方江願下し玉なし猪鹿威ニ仕度奉願候処、古来

持主名代此度拙者共江被下置、難在奉存候、然上者

親子兄弟成り共借シ借り一切不仕、勿論殺生之儀者

不及申上、向後持主名替之節者御断り申上、元名前

御改を請内証ニ而、乱ニ名替等仕候義御停止之旨、被

仰渡奉承知候、若已来左様之儀仕候ハ、いヶ様之越

度ニも可被 仰付度奉畏候、名主加判仍如件

延享元年甲子三月

中野村

願人 藤八（印）

同村 落合

願人 吉右衛門（印）

同村 落合

願人 勘右衛門(印)

同村

名主 藤右衛門(印)

御地頭様

御役人衆中

これは、中野村の願人藤八と他二人の願人、中野村名主藤右衛門の四人で「御地頭様御役人衆中」つまり東泉院に出したものである。

内容は、鉄砲の長さ、「玉目」(玉の重さ)が記され、「今主」新しい持ち主と「元主」元々の持ち主が記載されている。差出の願人と鉄砲の「今主」現在の持ち主が同一人物で、両箇所捺印されている。

鉄砲の持ち主が変更するたびに、名主が責任をもってこのような証文を東泉院に提出していた。鉄砲の長さ、玉の重さ、以前の持ち主と現在の持ち主と詳細に記載されているため、貞享五年の鉄砲改め【史料5】と照合することができ、厳密に管理されていたことがわかる。

史料中の文言で、「御社領三拾四挺之内」とあるので、東泉院領全体での鉄砲の総数は貞享以来変わっていない。その後「此度村方江願下し玉なし猪鹿威ニ仕度奉願候」とあり、玉を使用しない威し鉄砲であることがわかる。そして、認められた者以外は、親子兄弟であっても一切使用してはいけないことが明記されている。また、たとえ親子関係であっても、東泉院の許可がなければ譲ることができないようになっていた。

最後に、もし「違背」(違反)したならば、どのような「越度」(処罰)もうけるとかたく誓っている。このように東泉院領内で鉄砲の所有者が

変更すれば、すぐに変更の届けを出し管理を徹底していた。

三 東泉院領内での鉄砲改めの状況

六所家旧蔵資料から、東泉院領内の鉄砲改めが何度か行われていることがわかる。それをまとめたのが表2である。

現在残っている史料から確認できる鉄砲改めは八回である。表では九回になっているが、No.8と9は同年代に行われており、両方をあわせて東泉院のすべての領域を示すため一回と数えた。

貞享五年(一六八八)から文化一二年(一八一五)までの約一三〇年間に八回実施されているので、約一六年に一度実施されていることになる。しかし、No.2、3の間はわずか三年で鉄砲改めが実施されており、ながい期間であればNo.7、8の三六年間実施されていない状態である。すべての鉄砲改めに関する史料が残っているとは限らないので、一概には言えないかもしれないが、これらの史料を見る限り定期的な周期で鉄砲改めを行っていたわけではなさそうである。

これまでの研究成果によれば、領主の代替わりごとに鉄砲改めが実施されるとも言われている(17)。

No.6の宝暦一〇年(一七六〇)に実施された鉄砲改めの年の三月に東泉院住持第一三代覚雅が東泉院に入寺しているが、その他は年代が一致しない。東泉院領においては、領主の代替わりに鉄砲改めが実施されていたわけではない。現在のところ東泉院領において実施された背景についてはわからない状態である。

東泉院領の鉄砲改めでみられる特徴として、享保一二年(一七二七)

表2 東泉院領内での鉄砲改め

No.	文書名	鉄砲数	年代	西暦	差出	宛名	備考
1	下方郷六所浅間領内鉄砲証文覚	34挺	貞享5年3月7日	1688	東泉院	御代官井出治左衛門殿	
2	下方郷六所浅間領内鉄砲証文覚	34挺	元禄6年6月4日	1693	東泉院(印)	御代官長谷川藤兵衛殿	
3	駿州富士郡下方郷六所浅間領内鉄砲覚	34挺	元禄9年11月	1696	富士山六所宮惣別当東泉院判	長谷川藤兵衛殿	
4	元禄十五年壬午年鉄砲御改之証文	34挺	元禄15年4月	1702	駿州富士郡和田村六所浅間惣別当東泉院(印)圓成(印)	御在番寶光院、明王院	
5	駿州富士郡六所浅間領内鉄砲改覚	34挺	享保12年9月	1727	駿州富士六所浅間別当東泉院(印)	御代官小林又左衛門殿	
6	鉄砲御改証文	34挺	宝暦10年11月	1760	中野村、一色村、神戸村、今宮村名主、組頭	東泉院様御役人加藤伴右衛門殿	
7	御鉄砲御改印形証文	34挺	安永8年11月1日	1779	中野村、一色村、神戸村、今宮村名主、組頭	和田御役所	
8	鉄砲御改証文	34挺中 21挺	文化12年3月	1815	一色村、神戸村、今宮村名主、組頭	和田御役所	8、9は袋一括
9	鉄砲御改書上一札之事	34挺中 13挺	文化12年3月	1815	中野村名主	和田御役所	8、9は袋一括

のNo.5までは、東泉院が代官所などに差し出している史料が残っている。これらは東泉院側に残っている史料なので、代官などに差し出した写しや控えである。

宝暦一〇年(一七六〇)以降の鉄砲改めの史料は、領内の村から東泉院に対して差し出したものである。No.5の史料以前は、村からまとめて鉄砲の持ち主を記載した史料はみられず、個別に変更があった報告を東泉院側が把握し、代官所に提出していたと考えられる。

また、No.6の宝暦一〇年以降は東泉院から代官所に出した史料がみられなくなる。【史料3】の法令にあるように「支配方」まで報告義務があったと考えられるが、六所家旧蔵資料ではみられなくなる。その理由は明確にはわからない。

No.6の宝暦一〇年以降に、今までみられなかった村から東泉院に対して出される鉄砲改めがみられるようになるのは、村単位での鉄砲の管理システムがしっかりしてきたからではないだろうか。村で問題が起きた時、村内で解決し結果を東泉院に報告する事例がみられる。

Ⅲ 東泉院領での鉄砲に関する事件

先にみてきたように定期的ではないが、鉄砲改めをすることによって、村における鉄砲所持を東泉院は監視していた。実態としては、村内の管理に任せていた部分が大きかったと考えられる。これまでみてきた史料は、鉄砲の所有者が変更した場合や鉄砲改めの際の、東泉院や代官への報告である。ここでは、東泉院領内で鉄砲に関する事件や違反したものが出た場合どうしていたかについてみていきたい。

一 鉄砲盗難事件

元文五年（一七四〇）に萩原村の彦左衛門が預かっていた鉄砲が盗まれ騒ぎになっている。一連の史料⁽¹⁸⁾をみてみよう。

【史料7】

（端裏書）

「沼津と差越候写

萩原彦左衛門鉄砲二付

元文五庚申年十一月沼津宿玄一方と役所へ差出候口上書
写

差上申口上書

一 おいの原彦左衛門鉄砲忠兵衛方と拙者方へ請取、右鉄砲彦左衛門へ相返迄請取二而も取置候哉、拙者儀彦左衛門と親類縁者二而茂候哉、御尋ニ御座候、此義拙者其節沼津近郷熊野堂村へ療治ニ罷越候所、右療治先二而彦左衛門従弟源兵衛と申者二出会候所、彦左衛門鉄砲被盜候儀致相語候二付、其砌忠兵衛店ニ而鉄砲見かけ候二付、罷歸り忠兵衛方之鉄砲見候所、右鉄砲之作り彦左衛門鉄砲ニ無紛存候故、彦左衛門方江為知候所ニ右源兵衛請取ニ指遣、尤別紙之通代金忠兵衛方江相渡シ鉄砲彦左衛門へ相渡させ申候、其後源兵衛

も態と参候、慥ニ彦左衛門方へ相返シ候段、相違無御座候、

且又彦左衛門・源兵衛共ニ拙者親類縁者等ニ曾而無御座候所彦左衛門儀ハ医療之縁ヲ以被頼申候儀ニ御座候

一 右鉄砲忠兵衛方と直ニ相返候得共、拙者世話仕候故

忠兵衛方江請取遣シ申候、依之彦左衛門方と拙者方江受取

手形取置則写指上ケ申候

右之通御尋ニ付申上候所、少シ茂相違無御座候、已上

申十一月

沼津宿

清野玄弼

斎藤喜六郎様

御役所

請取之事

一 私所持之鉄砲当八月致紛失候所、神谷村

源兵衛ヲ以其元相頼候二付、詮儀被成古金や

忠兵衛方と御取返シ被下忝存候、尤不及代

金由被申候得共、忠兵衛求メ候分代金壹分

四百文相渡シ鉄砲慥ニ請取申候

一 拙者儀吉原之近村和田東泉院百姓ニ而役鉄砲

三拾四挺之内ニ而御座候、為念如此ニ御座候、以上

元文四年未十月

おいの原村

彦左衛門

沼津

清野玄弼老

【史料8】

(端裏書)

「鉄砲証文」

(A)

元文五未年一色村彦左衛門相果、萩原彦左衛門方へ鉄砲遣候届

一札 萩原彦左衛門
一色村名主加判

指上申一札之事

一 一色村御役鉄砲之内、壹挺元主彦左衛門相果候二付、名主
相談之上、去ル未ノ春方拙者預り主ニ罷成候儀御届ケ不申
上不念仕候、其上同八月ニ右鉄砲被盜候故、伝手を以所々
相尋候而、同十月ニ鉄砲沼津宿方買戻シ候処、弥拙者
被盜候元鉄砲二少も紛無御座候、然所此度三嶋宿
御代官所方拙者鉄砲無盜候而、其後沼津宿方買戻候
訳御尋御座候二付、此度右之趣書付を以御訴申上置候、弥鉄砲
拙者預りニ被成可被下候、以上

元文五庚申年十一月

萩原

鉄砲主 彦左衛門 (印)

一色村

名主 利左衛門 (印)

御地頭様

御役人衆中

【史料9】

(端裏書)

「本紙」

元文五庚申年十一月三嶋宿御役所方鉄砲沼津宿玄弼方方

去ル未八月鉄砲被盜同十月買戻候、萩原彦左衛門申
候

萩原

彦左衛門

五十一才申口

一 此度豆州三嶋宿 御代官齋藤喜六郎様御手代衆中
拙者御預り鉄砲被盜候而、沼津宿医師玄一老相願古
物屋忠兵衛方方買戻候由、弥左様ニ候哉と御尋之御状
被遣候二付、其段御尋ニ御座候

拙者御預箇未ノ八月被盜候故、所々伝手を以
相尋候処、神谷村源兵衛と申者打節沼津在
熊野堂村江罷越候節、沼津宿清野玄一老与
申仁ニ御出会□□者鉄砲之物語仕候由、其
後玄弼老方御世話ニ被成被仰下候者、御同所
古金や忠兵衛方ニ左様成鉄砲も有之由ニ

被仰下弥様子承候故、玄弑老方源兵衛遣候而

且寺共

玄弑老江世話頼申、代金壹分錢四百文与鉄

砲受取書付□□買戻シ候、勿論右鉄砲被

盜候拙者元鉄砲紛無御座候、尤玄弑老与

源兵衛并拙者一切親類縁者二而も無御座候、

右之趣其節早速諸事御訴不申上不念仕、

又候重々不調法申上候段、いヶ様之越度二被仰

付候共少も申□御座候、以上

元文五庚申年十一月十七日 萩原

彦左衛門(印)

御地頭様

御役人中

右之通拙者同意彦左衛門申候、少茂相違無御座候、
以上

一色村

名主 利左衛門(印)

【史料10】

(包紙ウハ書)

鉄砲主彦左衛門并名主組頭

上 一色村 印形

并萩原 三沢

一札之事

一萩原彦左衛門儀去ル未ノ八月御預り鉄砲被盜、同十月沼津

宿方尋出買戻候、就夫此度三嶋宿斎藤喜六郎様 御

役所方右鉄砲被盜、沼津宿方買戻候段、鉄砲落着御尋

御座候二付、右之訳委細申上 御役所表相済候得共、鉄砲

被盜僞末成致方別而其節早速御届ヶ茂不申上、重々

不念仕候旨、彦左衛門并名主組頭とも二申訳無御座候、依

之急度御仕置も可被成筈二御座候由、彦左衛門茂早速

拙寺方江欠込候故、役人共并鉄砲主御支置も無之候、併

彦左衛門儀拙寺且那之儀別而時分柄拙寺共二迷惑二存候

故、寺入御免之願申上候得者、早速御聞届ヶ被成御免被下候

段、彦左衛門并名主与頭者不及申、拙寺とも二忝奉存候、

向後鉄砲之儀大切ニ可申聞候、依一札如件

元文五申年十一月廿六日

萩原百姓

鉄砲主彦左衛門(印)

三沢村

実圓寺

日秀(花押)

東泉院様

御役人中

右之通拙者共不念仕候得共、三沢村実圓寺御訴訟被成
被下、早速御捨免難有仕合奉存候、以上

一色村

名主利左衛門（印）

同村

組頭太兵衛（印）

同村

同 四郎右衛門（印）

同村

同 彦右衛門（印）

右の一連の史料から鉄砲が盗まれ、取り戻すまでのいきさつは次の通りである。

萩原村の百姓彦左衛門は、一色村彦左衛門が亡くなったために鉄砲を譲りうけた。しかし、元文四年（一七三九）八月に鉄砲が盗まれた。彦左衛門は情報を集めて鉄砲を探した。

彦左衛門が情報提供をお願いしていた一人の神谷村源兵衛という人物が、沼津近郊にある熊野堂村で医者（弍）の治療を受けた際に鉄砲の話をしたところ、古物屋忠兵衛という人物の所でみたという。彦左衛門は、源兵衛や玄一を通じて、忠兵衛に鉄砲を返してくれるようお願いした。忠兵衛は金一分と銭四〇〇文で鉄砲を譲るといふ条件を出してきた。彦左衛門は、その条件を受け入れお金を払い、同年一〇月に無事に鉄砲を取り戻している。

嚴重に管理されている鉄砲が盗まれるということは、当時としては一大事である。そのため、彦左衛門は、鉄砲が盗まれた翌元文五年十一月十七日に一色村名主利左衛門の奥書をもらい、東泉院に対し鉄砲が盗まれ買い戻すまでの経緯を報告し、いかなる罰もうけることを述べている【史料9】。

その九日後の二六日に、旦那寺で三沢村にある実圓寺住職日秀と連名で文書を東泉院に対し出している【史料10】。また、一色村名主利左衛門、組頭太兵衛と他二人の組頭の奥書付である。

その内容は、彦左衛門が鉄砲を盗まれるという事件を起こし、またすぐに東泉院にこのことを報告しなかったために、東泉院からの「御仕置」があるはずだが、旦那寺の実圓寺に駆け込んだことというものである。

実圓寺としては、旦那寺であったものの違反した者を預かっているのは迷惑であったが、東泉院に彦左衛門が寺に入ることの許可をいただき、そのお礼を述べている。最終的には、彦左衛門の罪は許されたものと考えられる。

東泉院側に残った史料だけで見ているので、東泉院側からどのような文書が発給されたかはわからない。一連の史料をみると名主や旦那寺によって解決されているように感じられる。

この一連の史料で気になるのは、「三嶋宿斎藤喜六郎御役所」からのこの事件に関わった人物への尋問である。東泉院領内だけで起きた事件ではなく、沼津周辺から鉄砲を買い戻していることで、その管轄の御役所が、警戒しているものだと考えられる。

【史料7】では、鉄砲の所在の情報を提供した沼津宿玄一が、斎藤喜六郎役所からの質問に対して答えた史料である。東泉院側にこの史料が残っているというのは、東泉院としては他の領主や役所との関係もあり把握しておきたかった内容だったからであろう。

二 鉄砲に関する他の事件

他の鉄砲に関する事件では、寛政九年（一七九七）に一色村内で口論があり、鉄砲による「手むかい」（反抗）をしようとした出来事が起きた。事件の詳細を次の史料¹⁹であげる。

【史料11】

差上申一札之事

一去巳之六月村内吉左衛門・太兵衛兩人之者共、金子取遣二付、彼是口論ニおよび候処、私共兩人之者右金子請人ニ罷在候間、其後度々太兵衛方江催促ニおよび申候へ共、不埒計り申不相渡、依之当月五日ニ当人吉左衛門一門ニ而、太兵衛方江罷越、右之催促仕候処、御大切之御役鉄砲を以、私共江手むかひ申候間、不省恐御鉄砲私共引取村役人中江御渡申候、右之段組頭中差添召上御届ケ申上候、以上

寛政十年

一色村

午六月

当人 吉左衛門（印）

御役所

御役人中様

この史料は寛政一〇年（一七九八）六月に、一色村から「御役所 御役人中様」（東泉院）に対し出されたものである。

事件の経過は次の通りである。去年（一七九七）六月に、一色村の吉左衛門と太兵衛が、金銭の貸し借りで口論になった。請人（保証人）が多兵衛方に金銭を返すように説得しても一向に話しを聞かない状態であった。六月五日に、貸主の吉左衛門が一門で多兵衛方に行き催促したところ、多兵衛は鉄砲で反抗してきた。この時実際発砲しているかどうかは不明である。

鉄砲はすぐに、吉左衛門や請人などで取り上げ、村役人に届けている。一連の事件の流れと最後に村役人が鉄砲を預かっている旨を一色村の当人（貸主）、請人、与頭で連名し東泉院に対して出している。前にみてきた通り、鉄砲は登録制になっており、猪鹿などの駆除以外では使用してはいけないことになっていた。その中で、金銭の口論で、鉄砲を使用したとなつては一大事である。

そこですぐに村役人が鉄砲を取り上げるといふ形で処理されている。そして東泉院に報告がされている。

請人 惣右衛門（印）

同 傳左衛門（印）

与頭 左五右衛門（印）

同 彦左衛門（印）

次にあげる二点の史料⁽²⁰⁾は、その鉄砲がその後どうなったかを示す史料である。

【史料12】

乍恐書ヲ以願奉上候

一 先年傳四郎持太兵衛所持猪鹿防之

鉄砲耆挺長二尺五寸
五目式分八分右書面之鉄砲太兵衛

不埒之義有之二付、拾四五ヶ年以前御役所江

御取上ニ被成置候二付、其後右鉄砲村内ニ

無御座猪鹿防ニ難義仕候、然ル所此度太

兵衛死失跡、同人孫平治ヲ以相統仕候

筈ニ御相相之上取極申候、依之御取上之

鉄砲御放免之上、相統人平治江被為仰付

被下置度奉願上候、向後大切ニ所持為仕

可申候、何卒願之通り被為仰付被下候ハ、

難有仕合ニ奉存候、依之組合親類

連印仕願書差上申候処、如斯御座候、以上

文化十二亥年三月日

一色村

願人

平治 (印)

組合

吉左衛門 (印)

親類

傳藏 (印)

右前書之通り相違無御座候、何卒願之通り
被為仰付被下候ハ、難有仕合奉存候、依之
奥印致し候処如件

組頭 佐五右衛門 (印)

名主代 藤左衛門 (印)

御地頭様

御役所

【史料13】

(包紙ウハ書)

「一色村多兵衛方取上ニ相成候、鉄砲孫平治、多兵衛

跡式相統致し候二付、右鉄砲願下ヶ願書并ニ

請書共ニ式通

石川伴右衛門至り

差上申御請書之事

一 御領内一色村百姓傳四郎持多兵衛江御預ヶ之

猪鹿防之鉄砲、先年多兵衛不埒之儀有之候而、

御役所様鉄砲御取上ヶニ相成、其後猪鹿防ニ

甚難儀仕候、然ル所多兵衛儀死失仕、跡式之

儀者同人孫平治ヲ以相統仕候二付、御取上ヶ之鉄

砲御赦免之上、相統人平治江被為 仰付

下置候様奉願上候所、格別之御憐愍ヲ以御聞

濟被為 下置、鉄砲御下ヶ被成下、一同難有仕合
奉存候、然ル上者向後御証文之趣相守鉄砲大切
ニ所持仕猪鹿防之外、一切取用申間敷旨被為
仰付承知奉畏候、仍御請印形差上申候、以上

文化十二年

亥三月

鉄砲預り主 平治(印)

請人 吉右衛門

親類 傳藏(印)

与頭 佐五右衛門(印)

名主代 藤左衛門(印)

和田

御役所

これらは、文化十二年(一八一五)に出された二つの史料である。【史料12】で「拾四五ヶ年以前御役所江御取上ニ被成」とあることから、寛政九年の太兵衛が、鉄砲で抵抗した事件の後、村役人が鉄砲を没収し、さらに「御役所」(東泉院)が取り上げていたことがわかる。

この史料の趣旨としては、猪鹿の被害が多く鉄砲がないと困るというものであった。問題を起こした太兵衛は、もう死去しているため、孫の平治にその鉄砲を相続させたいので、鉄砲を平治に預けてくださるよう、組合や親類が連名して懇願している。また、一色村の名主、組頭も奥書をしてお願いしている。

その願いは聞き入れられたようで【史料13】では、平治の鉄砲の相続が認められ、東泉院に対しお礼を述べている。

おわりに

江戸時代初期に関八州を中心に行われた鉄砲の規制や鉄砲改めは、やがて全国に広がり、駿河国の寺社領である東泉院でも実施されていた。東泉院領内で使用されていた鉄砲は、鹿猪などから作物を守るために使用される「威し鉄砲」であったことがわかる。

また、わずかな事例であったが、東泉院領内で鉄砲に関する事件があった場合にどう対処していたかについてみてきた。村内での管理がしっかりしていたことがわかるが、東泉院はその度に報告をうけている。現存史料では十分にはわからないが、鉄砲の違法な使用をした場合取り上げなどを行っていることから、東泉院は領主としてその都度適切な処置をしていたものと考えられる。東泉院の鉄砲規制や改めを通じて、領主と領域との支配関係の一端を垣間みることができた。

今後は、藩領での鉄砲改めなどと比較し、寺社領としての特徴をみていくとともに、様々な角度から東泉院と領地の村々との関係をみていきたい。

注

(1) 「鉄砲」は江戸時代「鉄炮」「鉄鉦」などと表記されている場合がある。今回引用した史料上にもこの表現はでてくるが、便宜上「鉄砲」で表記を統一した。

- (2) 塚本学『生類をめぐる政治』平凡社 一九八三年
- (3) 平野裕久「小田原藩における鉄砲改めについて―御殿場地方の事例を中心に―」『地方史研究』二二〇 一九八七年
- 馬場弘臣「天保期の幕府鉄砲改めについて―小田原藩領を事例として―」『湘南史学』第一〇号 一九八八年
- 武井弘一『鉄砲を手放さなかった百姓たち』朝日新聞出版 二〇一〇年
- (4) 前掲 平野裕久論文
前掲 馬場弘臣論文
前掲 武井弘一著書
- (5) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店 一九三四年 No.二七五五
- (6) 前掲 塚本学著書
- 武井弘一氏は、『鉄砲を手放さなかった百姓たち』の中で、この明暦三年の「盗賊人穿撃条々」は鉄砲規制のはじめではないとしている。
- (7) 前掲 『御触書寛保集成』 No.二七五八
- (8) 前掲 『御触書寛保集成』 No.二五二二
- (9) 前掲 『御触書寛保集成』 No.二五二二
- (10) 前掲 『御触書寛保集成』 No.二五二三
- (11) 「鉄砲改役」は、寛文期(一六六一〜七三)に設置され、担当したのは、大岡忠勝(忠種)であった。のちに鉄砲改役は、幕府の大目付が兼務することとなる。
- (12) 前掲 武井弘一著書
- (13) 後にみる東泉院領での鉄砲改めでは、代官所に提出している。黒板勝美・国史体系編集会編『新訂増補国史体系 徳川実紀』第五編 吉川弘文館 一九六五年
- (14) 前掲 武井弘一著書
「御当家令条」No.四七三 石井良助編『近世法制史料叢書』二創文社 一九五九年
- (15) 前掲 『御触書寛保集成』 No.二五二五
六所家旧蔵資料
※文書番号まで明記するべきではあるが、現在整理途中のため 出典を「六所家旧蔵資料」とのみ記す。以下の六所家旧蔵資料 料に関しても同様である。
- (16) 六所家旧蔵資料
- (17) 前掲 武井弘一著書
- (18) 六所家旧蔵資料
- (19) 六所家旧蔵資料
- (20) 六所家旧蔵資料
- (富士市立博物館編『富士市立博物館 館報 平成二十五年度』所収、二〇一四年八月刊)